京都市告示第42号

平成17年3月31日京都市告示第478号(京都市水路等の占用行為等に係る許可基準)の一部を次のように改めます。

平成28年4月1日

京都市長 門 川 大 作

第4条第1号ア中「その他」の右に「の」を加える。

同号イ中「その他」の右に「の」を加える。

同号ウ中「その他」の右に「の」を加える。

同号エ中「その他」の右に「の」を加える。

同号に次の才を加える。

オ アからエまでに掲げるもののほか,条例第2条第1号の規定による指定 前から行われている次に掲げる行為であって,市長が特別の理由があると 認めるもの

- (ア) 慣行的に行われている行為
- (イ) 水路区域外の土地と一体として占用する行為

同条第6号を削る。

附則第2項を削る。

附則

(施行期日)

この基準は、平成28年4月1日から施行し、同日以降の許可に係る占用物件について適用する。

(建設局土木管理部道路河川管理課)